|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| 　１　委員会運営について　　(1)申合せ事項等　　　　〔資料１「委員会運営に関する申合せ事項等」参照〕　　　・５月１９日の 議会運営委員会において、資料１のとおり、今期の申合せ事項が決定された　　　　ので、記載の各種規程等とあわせ、委員各位に順守するよう、協力を依頼。(2)代表者会議の運営等　　・定例会中における代表者会議は、一般的には、委員会開会日の３０分前、一般審査終了後及び知事質問終了後に開会しているが、今後は、慣例的に開会するのではなく、真に協議・調整が必要な場合に限り、開会してはどうかと考えている。　　　・委員会初日の開会３０分前の代表者会議については、・協議項目である正副常任委員長会議の報告については、すでに各会派内で周知されている事項を再確認。・質問通告者についても、事務局があらかじめ各会派に確認し、一覧に整理したもので通告者を再確認。・各審査日における質問者数は、概ね半数ずつとすることを協議の上決定しているが、事務局が正副委員長と事前に調整し、あらかじめ各会派代表者にその結果の周知を図っている。　　　　以上のような会議であることから、正副常任委員長会議の報告内容や、事前に事務局が調整した事項については、委員長名で各代表者あてにメールで周知を図ることで、委員会開会日の代表者会議は省略することについて各会派了承。　　　・一般審査終了後及び知事質問終了後の代表者会議は、協議・調整が必要となるため、従前どおり開会。　２　説明員の出席の取扱いについて(1)理事者　　 ・委員会については、申合せ事項のとおり、絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定することを認めるとともに、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席して差し支えない。　 (2)公安委員　　　・申合せ事項のとおり、委員会への行政委員の出席要求については、「委員会で協議の上、必要の都度 出席を要求する。」ことで各会派了承。　　・委員協議会は、説明聴取を主体とした会議であるため、これに応じた説明員が出席。　３　本日の委員協議会について　　　　〔資料２「警察危機管理常任委員協議会次第」参照〕　　・このあと11時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。　　・説明資料は、「府議会情報共有サイト」からモバイル端末にダウンロードのうえ、持参するよう依頼。 |